

学校法人北海道科学大学役員報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）の役員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役 員 理事及び監事をいう。
- （2）常 勤 理 事 理事のうち、常勤の理事をいう。
- （3）非常勤理事 理事のうち、非常勤の理事をいう。
- （4）常 勤 監 事 監事のうち、常勤の監事をいう。
- （5）非常勤監事 監事のうち、非常勤の監事をいう。
- （6）常 勤 役 員 常勤理事のうち、理事長、専務理事及び常務理事並びに常勤監事をいう。
- （7）職 員 理 事 常勤理事のうち、法人の常勤の職員として給与の支給を受けている理事をいう。

（常勤役員の報酬）

第3条 常勤役員に対して、別表1に定める報酬（年俸額）及び通勤手当を支給する。

- 2 前項の報酬（年俸）の額は、別表1範囲内で、常任理事会の議を経て理事長が決定する。ただし、特別な事情がある場合は、2,000万円の範囲内で、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により決定することができる。
- 3 前項の報酬（年俸）の支給方法は、報酬（年俸）の額の12分の1の額（以下「給料月額」という。）を毎月1回支給する。
- 4 前項の給料月額は、常勤役員に就任した日の属する月から退任した日の属する月まで支給する。ただし、月の途中で法人の職員から常勤役員に就任した場合は、就任した日の属する月の翌月から支給する。
- 5 通勤手当は、法人の給与規程に準ずる。
- 6 第3項の給料月額及び前項の通勤手当の支給日は、法人の給与規程に準ずる。
- 7 法人又は設置校の財務状況等により、報酬（年俸）を減額することがある。（常任理事の報酬）

（職員理事の報酬）

第4条 職員理事に対して、別表2に定める報酬を理事手当として支給する。

- 2 前項の理事手当は、職員理事に就任した日の属する月の翌月（就任した日が月の初日の場合は、就任した日の属する月）から退任した日の属する月まで支給する。

（非常勤理事及び非常勤監事の報酬）

第5条 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、別表2に定める報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、非常勤理事及び非常勤監事に就任した日の属する月から退任した日の属する

月まで支給する。

(退職金)

第6条 役員が退任又は辞任（以下「退任等」という。）した場合（1日も間を空けず、再び役員に就任した場合は除く）に退職金を支給する。ただし、非常勤理事及び非常勤監事については、在任年数が4年未満の場合は、支給しない。

2 退職金の額は、次に掲げる役職ごとに在任した期間により算出した額の合計額とする。

(1) 理事長

理事長の退任等時に支給されている給料月額に12分の1を乗じて得た額に理事長としての在任月数を乗じて得た額

(2) 専務理事

専務理事の退任等時に支給されている給料月額に12分の1を乗じて得た額に専務理事としての在任月数を乗じて得た額

(3) 常務理事

常務理事の退任等時に支給されている給料月額に12分の1を乗じて得た額に常務理事としての在任月数を乗じて得た額

(4) 常勤監事

常務監事の退任等時に支給されている給料月額に12分の1を乗じて得た額に常務監事としての在任月数を乗じて得た額

(5) 職員理事

別表2に定める職員理事の報酬額（月額）に12分の1を乗じて得た額に職員理事としての在任月数を乗じて得た額

(6) 非常勤理事

別表2に定める非常勤理事の報酬額（月額）に12分の1を乗じて得た額に非常勤理事としての在任月数を乗じて得た額

(7) 非常勤監事

別表2に定める非常勤監事の報酬額（月額）に12分の1を乗じて得た額に非常勤監事としての在任月数を乗じて得た額

3 前項の在任月数は、その役職に就任した月から退任等の月（月の途中において異なる役職に就任した場合は、退任等した月の前月）までとする。

4 第2項各号において算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(旅 費)

第7条 役員が役員としての用務のため旅行し、又は赴任する場合には旅費を支給する。

2 旅費の種類及び額は、別表3に定める額とする。

3 職員理事が職員としての用務のため旅行する場合は、法人の旅費規程により旅費を支給する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により決定する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

この規程は、平成元年6月1日から施行する。

この規程は、平成2年12月18日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

この規程は、平成3年12月5日から施行し、平成3年12月1日から適用する。

この規程は、平成5年12月2日から施行する。ただし、改正後の表中、平成6年3月に支給することとなる場合に限り「100分の130」を「100分の120」に、「100分の110」を「100分の100」に、「100分の100」を「100分の90」に、平成5年12月に支給することとなる場合に限り「100分の380」を「100分の390」に、「100分の360」を「100分の370」に、「100分の340」を「100分の350」に、それぞれ読み替えて適用する。

この規程は、平成6年12月1日から施行する。ただし、改正後の表中、平成7年3月に支給することとなる場合に限り「100分の130」を「100分の120」に、「100分の110」を「100分の100」に、「100分の100」を「100分の90」に、平成6年12月に支給することとなる場合に限り「100分の370」を「100分の380」に、「100分の350」を「100分の360」に、「100分の330」を「100分の340」に、それぞれ読み替えて適用する。

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

この規程は、平成10年3月1日から施行する。

この規程は、平成10年5月27日から施行する。

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

この規程は、平成14年2月8日から施行する。

1 この規程は、平成15年5月8日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「6ヵ月以内」とあるのは「3ヵ月以内」と、同項第1号中「6ヵ月」とあるのは「3ヵ月」と、同項第2号中「5ヵ月以上6ヵ月未満」とあるのは「2ヵ月15日以上3ヵ月未満」と、同項第3号中「3ヵ月以上5ヵ月未満」とあるのは「1ヵ月15日以上2ヵ月15日未満」と、同項第4号中「3ヵ月未満」とあるのは「1ヵ月15日未満」に読み替えて適用する。

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年12月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、別表3の表に係る改正後の表中、平成17年6月に支給することとなる場合に限り「100分の367.5」を「100分の365」、「100分の337.5」を「100分の335」、「100分317.5」を「100分の315」に、平成17年12月に支給することとなる場合に限り「100分の387.5」を「100分の390」、「100分の357.5」を「100分の360」、「100分の337.5」を「100分の340」に、それぞれ読み替えて適用する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、常勤理事のうち平成17年5月30日（役員改選日）前から引き続き在任する者については、この規程の改正にかかわらず、なお従前の例による。

この規程は、平成22年12月17日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

1 この規程は、2025年6月20日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、「学校法人北海道科学大学役員の退職金に関する規程」（昭和58年1月1日施行）は廃止する。

別表 1

常勤役員の報酬

区 分	報酬（年俸）
理 事 長	16,000,000 円～18,000,000 円の範囲
専務理事	14,000,000 円～16,000,000 円の範囲
常務理事	12,000,000 円～14,000,000 円の範囲
常勤監事	6,000,000 円～10,000,000 円の範囲

別表 2

職員理事、非常勤理事及び非常勤監事の報酬

区 分	報 酬	支 給 日
職 員 理 事	月額 100,000 円	毎月給与支給日
非常勤理事	月額 75,000 円	毎月末
非常勤監事	月額 150,000 円	毎月末

別表 3

旅費の基準

種 類		理事長	専務理事 常務理事 常勤監事	職員理事	非常勤理事 非常勤監事
日当（1 日につき）		5,200 円	4,600 円	3,900 円	10,000 円
宿泊料 （1 夜につき）	道外	17,800 円	16,600 円	15,800 円	20,000 円
	道内	16,000 円	15,000 円	13,900 円	17,000 円
食卓料		5,200 円	4,600 円	3,900 円	10,000 円
鉄道料		・片道 100 km 未満：普通運賃 ・片道 100 km 以上 300 km 未満：特急（自由席）運賃（自由席の運賃設定が無い場合は指定席の運賃） ・片道 300 km 以上：特急（グリーン席）運賃			
船賃		上級の運賃			
航空賃		実費			
車賃（バス・タクシー）		実費			